

甲第2号証

我が国原子力発電所の安全性の確認について
(ストレステストを参考にした安全評価の導入等)

平成23年7月11日

内閣官房長官 枝野 幸男
経済産業大臣 海江田万里
内閣府特命担当大臣 細野 豪志

<現状認識>

1. 我が国の原子力発電所については、

○稼働中の発電所は現行法令下で適法に運転が行われて

おり、

○定期検査中の発電所についても現行法令に則り安全性の確認が行われている。

さらに、これら発電所については、福島原発事故を受け、緊急安全対策等の実施について原子力安全・保安院による確認がなされており、従来以上に慎重に安全性の確認が行われている。

○一次評価(定期検査で停止中の原子力発電所について 運転の再開の可否について判断)

定期検査中で起動準備の整った原子力発電所について順次、安全上重要な施設・機器等が設計上の想定を超える事象に対しどの程度の安全裕度を有するかの評価を実施する。

の方々に十分な理解が得られているとは言い難い状況にある。

<解決方法>

3. こうした状況を踏まえ、政府(国)において、原子力発電所の更なる安全性の向上と、安全性についての国民・住民の方々の安心・信頼の確保のため、歐州諸国で導入されたストレステストを参考に、新たな手続き、ルールに基づく安全評価を実施する。

具体的には、原子力安全委員会の要求(7月6日)を受け、次のような安全評価を行う。これらの安全評価においては、(現行法令では関与が求められない)原子力安全委員会による確認の下、評価項目・評価実施計画を作成し、これに沿って、事業者が評価を行う。その結果について、原子力安全・保安院が確認し、さらに原子力安全委員会がその妥当性を確認する。

○二次評価(運転中の原子力発電所について運転の継続

又は中止を判断)

さらに、歐州諸国のストレステストの実施状況、福島
原子力発電所事故調査・検証委員会の検討状況も踏まえ、
稼働中の発電所、一次評価の対象となつた発電所を含め
た全ての原子力発電所を対象に、総合的な安全評価を実
施する。